

提案書評価基準

1 評価事項・評価の視点

評価事項	評価項目	評価の着眼点	掛率	配点	評価			
					A (5点)	B (3点)	C (0点)	
1 業務実績実施体制	(1)法人の業務実績	過去10年間に本業務と同種の業務の受託実績を保持している	×6	30	国、都道府県または政令市の電子入札システム等の基本構想作成、基本設計および要件定義に関わる受注実績がある	電子入札システム等の基本構想作成、基本設計および要件定義に関わる受注実績がある	電子入札システム等に関わる受注実績がない	
	(2)業務実施体制	実施体制が明確に示され、かつ適切な人員配置が十分に行われているか	×5	25	実施体制が明確で人員配置が十分である	ACに該当しない	十分な人員配置がされていない	
	(3)配置予定者の経験及び業務実施能力	プロジェクト管理者	管理者が有する資格及びその専門分野内容	×2	10	高度かつ豊富な資格・専門分野を有する	当該業務を実施するのに適した資格・専門分野を有する	当該業務を実施するのに適した資格・専門分野を有していない
			過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	×2	10	高度かつ豊富な実績がある(3件以上)	ACに該当しない	実績がない
		担当者	担当者が有する資格及びその専門分野内容	×1	5	高度かつ豊富な資格・専門分野を有する	当該業務を実施するのに適した資格・専門分野を有する	当該業務を実施するのに適した資格・専門分野を有していない
			過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	×2	10	高度かつ豊富な実績がある(3件以上)	ACに該当しない	実績がない
2 提案内容	(1)業務実施方針及び手法	業務説明資料等の理解度	×3	15	的確に理解しており検討が十分	ACに該当しない	業務内容をよく理解していない	
		実施方針の妥当性	×4	20	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない	
		実施手法の妥当性	×4	20	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない	
	(2)ヒアリング	取組意欲	×3	15	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない	
		実現性	×3	15	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない	
		業務フロー・業務量の可視化	×4	20	特に優れている	ACに該当しない	妥当でない	
	(3)業務内容の具体性・妥当性	ユーザー視点での課題把握	・現行の電子入札業務の一連の業務フローを整理する計画が具体的か					
			・業務負荷や改善余地を定量的に把握する手法が示されているか					
		関連システムとの連携状況	・職員、事業者へのヒアリングやアンケートの実施計画が明確か					
			・利用実態や操作性に関する課題を抽出する仕組みが具体的か					
		運用・保守体制の現状	・電子入札システムと他システムの連携方式、項目を調査する方法が示されているか					
			・調査結果をどのように改善提案に活かすかが明確か					
		セキュリティ・認証方式の現状	・委託範囲、対応時間、障害対応実績などの調査計画が具体的か					
			・安定運用に向けた課題抽出の方法が示されているか					
		法令・制度対応の履歴	・セキュリティ課題を整理するための評価基準があるか					
・法令・制度改正や制度変更への対応履歴をどのように調査するかが具体的か								
費用構造の把握		・今後の制度変更へ備えた柔軟性評価の視点が含まれているか						
		・初期導入費、年間保守費、追加開発費などの費用構造を明確化する手法が示されているか						
システムの継続の妥当性に係る判断材料の整理	・費用対効果を評価するための分析手法が具体的か							
	・調査結果をどのような評価軸・観点で整理・分析するかが明確に示されているか(例：業務効率、費用対効果、技術的持続可能性など)							
		・システム継続の妥当性の判断に資する情報について、客観性及び論理性を確保しつつ整理するためのフレームワーク又は手法が具体的に提案されているか						

評価事項	評価項目	評価の着眼点	掛率	配点	評価		
					A (1点)	B (0点)	-
3 企業としての取組	(1)企業の取組に関する取組	ワークライフバランスに関する取組	×3	3	該当している	該当していない	-
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定し、労働局に届出しているか(従業員101人未満の場合のみ加算)	×3	3	該当している	該当していない	-
		以下のいずれか1つ以上を取得しているか ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみマーク) ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ③青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定 ④よこはまグッドバランス企業認定	×3	3	該当している	該当していない	-
		障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成しているか(従業員40人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員40人未満)	×3	3	該当している	該当していない	-
		健康経営に健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはAAの認証を受けているか	×3	3	該当している	該当していない	-

評価の合計

300

2 評価方法

(1) 各項目の評価の視点ごとにA、B、Cの3段階評価を行う。評価点は各項目の評価に掛率を乗じた点数とする。

【例：掛率が2の場合】

評価がAであれば評価点は 5点×2=10点

評価がBであれば評価点は 3点×2=6点

評価がCであれば評価点は 0点×2=0点

(2) 出席委員の評価点数の合計が満点の50%未満の場合は失格とする。

3 第一順位の決定方法

(1) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案者を第一順位とする。

(2) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案者が複数の場合は、その中で「2 提案内容」の合計点数が最も高い提案者を第一順位とする。

(3) 上記の方法によりなお、第一順位が決定しない場合は、委員長を除く出席委員の多数決により第一順位を決定する。それでもなお決定しない場合は委員長が第一順位を決定する。